

1 地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定経過

年月日	取組経過
令和5年7月～ 令和5年12月	地域福祉推進アンケート調査の実施及び調査分析
令和6年5月～	地域ケア会議等においてアンケートの結果説明・意見聴取
令和6年7月	副部長会議・部長会議の開催（次期計画策定概要の説明） ・第3期会津若松市地域福祉計画策定方針の決定
令和6年8月22日	地域福祉計画関係課長会議（令和5年度評価検証・次期計画策定概要）
令和6年10月28日	地域福祉計画等推進会議の開催 ・令和5年度評価検証・アンケート結果、第3期計画策定方針
令和7年1月27日	地域福祉計画関係課長会議（第3期計画骨子案・意見聴取）
令和7年3月14日	地域福祉計画等推進会議の開催 ・第3期計画（各主体の役割の検討）
令和7年4月～	地域ケア会議等での計画概要の説明・意見聴取、地域生活課題の把握
令和7年7月2日	介護保険運営協議会の開催 ・成年後見制度利用促進基本計画（案）について
令和7年7月17日	会津若松市地域自立支援協議会権利・啓発部会の開催 ・成年後見制度利用促進基本計画（案）について
令和7年7月25日 ～令和7年8月1日	地域福祉計画等推進会議委員へのアンケート調査（令和6年度評価検証）
令和7年8月8日	第1回地域福祉計画関係課長会議の開催
令和7年8月27日	第1回地域福祉計画等推進会議の開催 ・第2期計画 令和6年度地域福祉計画の評価検証 ・第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について
令和7年10月24日	第2回地域福祉計画等推進会議の開催 ・第3期地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について
令和7年10月27日	第2回地域福祉計画関係課長会議の開催（書面会議・意見照会）
令和7年11月5日	社会福祉協議会管理職会議の開催
令和7年11月6日	副部長会議の開催
令和7年11月10日	社会福祉協議会経営戦略会議の開催（社会福祉協議会における最終的な合意形成）
令和7年11月17日	庁議の開催（庁内における最終的な合意形成）
令和7年12月18日 ～令和8年1月16日	パブリック・コメントの実施
令和8年3月	地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定

2 地域福祉推進アンケート調査結果（概要版）

(1) 調査の目的

この調査は、複雑化・複合化する地域生活課題に対する効果的な支援体制を構築するため、支援を行うべき対象者像やニーズ、それらに対応する福祉サービスをはじめとする社会資源の状況などの実態把握に加え、地域福祉活動への効果的な支援や「第3期会津若松市地域福祉計画」（令和8年度～令和13年度）の円滑な策定につなげることを目的として実施しました。

(2) 調査の方法

●調査対象者数

調査対象者数及び調査方法については、住民基本台帳から抽出された満18歳以上の市民2,000人を対象に、郵送によるアンケートを実施しました。

※令和4年に成人年齢が18歳に引き下げられたことから、対象年齢を前回（令和元年）アンケート時の20歳以上から、18歳以上としました。

内訳

18・19歳	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
64人	320人	320人	320人	320人	320人	336人

●調査期間

令和5年7月14日から8月4日までの3週間（8月14日到着分まで集計）

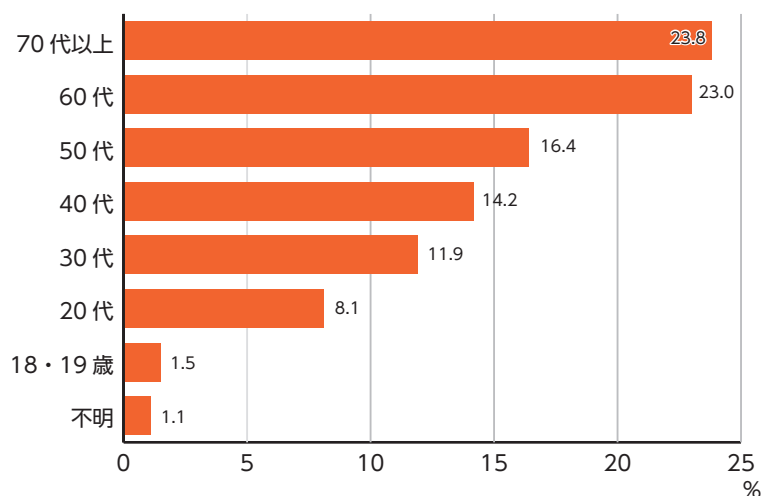
●回答者数

回答者数は530名で26.5%の回答率（前回31.1%）となっています。

(3) アンケート調査結果からの分析結果

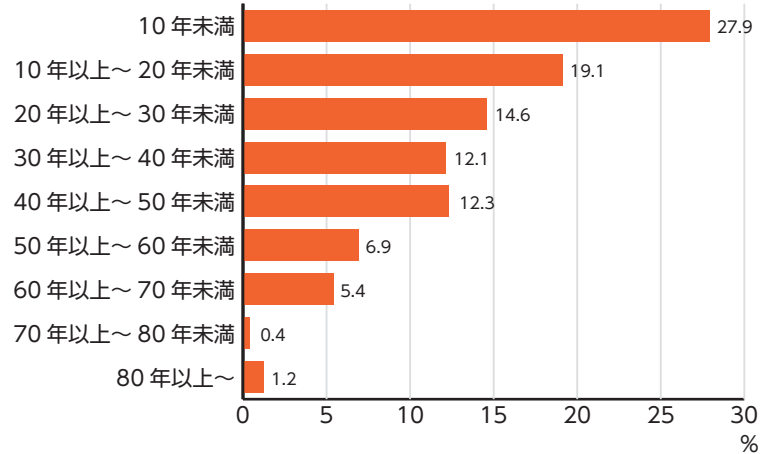
▶年齢

アンケート調査の回答者は60代以上が半数を占め、年齢が低くなるにつれて、回答の割合が低くなる傾向があります。



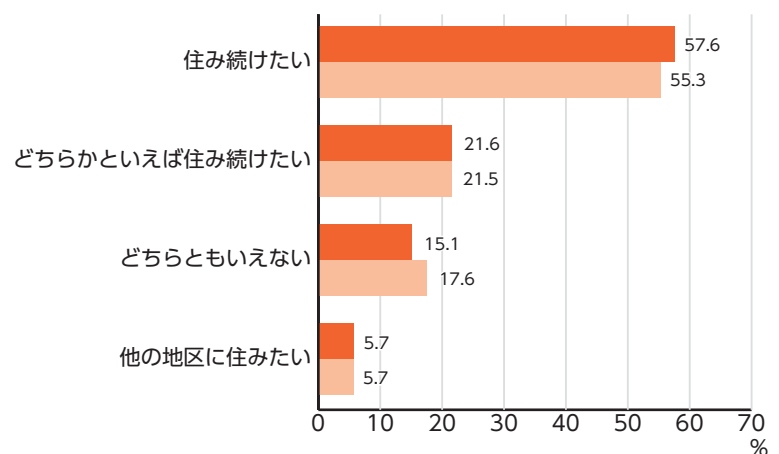
▶居住年数

居住年数については、20年未満の方が47.0%を占める状況です。



▶継続居住の意向

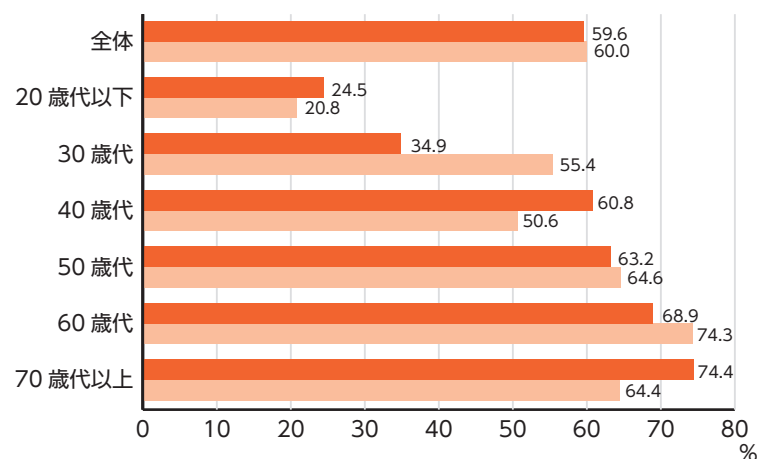
現在の場所への継続居住の意向については、「住み続けたい」、「どちらかといえば住み続けたい」を合わせると79.2%となります。そのうち「住み続けたい」が、前回調査と比較して2.3ポイント増加しています。



※グラフ下段は、前回（令和元年）調査結果、以下同様。

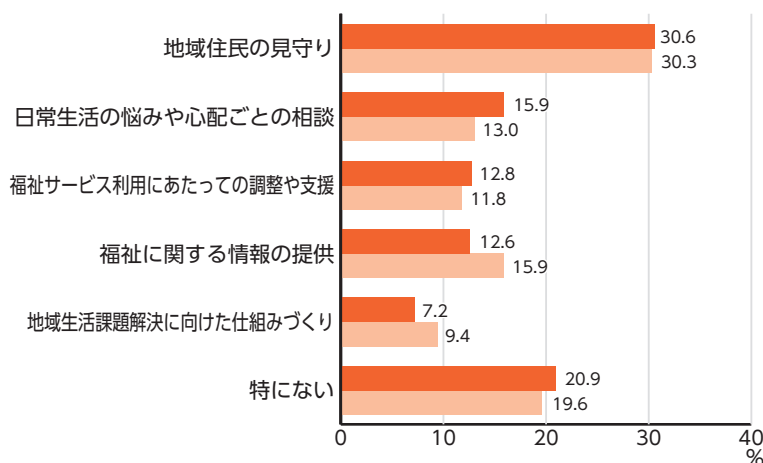
▶ボランティア等への参加状況 (年代別)

ボランティアやNPO法人の活動への参加状況については、全体では59.6%の方が参加し、前回調査と比較して大きな変化はありませんでした。若い世代の参加率は、他の世代と比較して低い傾向を示しています。



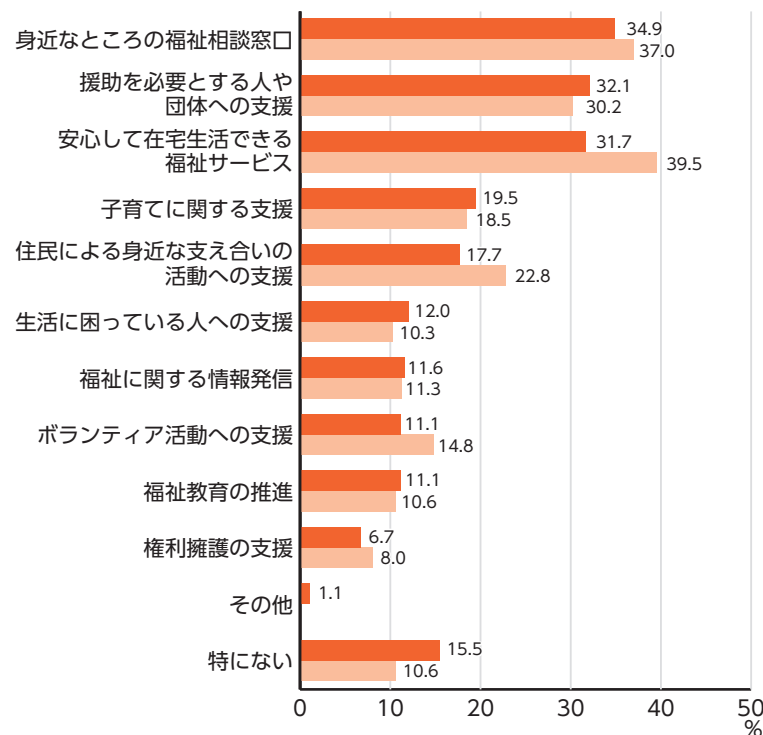
▶ 民生委員・児童委員への期待

民生委員・児童委員の役割については、「地域住民の見守り」が30.6%でもっとも高くなっています。前回調査と比較し、「悩みや心配ごとの相談」が増加する一方で、「福祉情報の提供」や「課題解決に向けた仕組みづくり」が減少しています。



▶ 地区社会福祉協議会への期待

「地区社会福祉協議会」への期待については、「福祉の相談窓口」、「要支援者や団体への支援」、「在宅福祉サービス」が高い状況を示しています。前回調査と比較し「在宅福祉サービス」や「支え合い活動の支援」が大きく減少している一方で、「特にない」との回答が増加しています。(複数回答可)



3 会津若松市地域福祉計画等推進会議設置要綱

平成28年1月11日決裁
令和元年9月6日決裁
令和2年7月6日決裁
令和2年9月30日決裁
令和5年6月29日決裁
令和6年7月23日決裁
令和6年9月13日決裁

(設置)

第1条 会津若松市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）及び社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」という。）の推進を目的に設置する会津若松市地域福祉計画等推進会議（以下「推進会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 推進会議は、本市の地域福祉の推進に関して、専門的な見地から意見等の交換を行い、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画及び地域福祉活動計画の評価検証に関すること。
- (3) 会津若松市再犯防止推進計画（以下「再犯防止推進計画」という。）の策定に関すること。
- (4) 再犯防止推進計画の評価検証に関すること。
- (5) その他本市の地域福祉及び再犯防止の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進会議の委員（以下「委員」という。）は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 別表に掲げる公募により選任された市民以外の委員については、推進会議に代理人を出席させることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、原則5年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。なお、委員の再任は妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議には会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、検証会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(推進会議の運営)

第6条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 推進会議は、委員の半数以上の出席により成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員（代理人含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係ある者の出席を依頼し、意見又は説明を徴することができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務を処理するため、事務局を会津若松市健康福祉部地域福祉課（以下、「地域福祉課」という。）に置く。また、社会福祉法人会津若松市社会福祉協議会においては、地域福祉課と共同で検証会議の事務を担い、円滑な運営に関する協力を行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の開催に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月11日から施行する。
- 2 この要綱施行後、最初に委嘱された第3条第2項の委員の任期は、第4条の規定に関わらず平成33年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
(会津若松市地域福祉計画策定会議設置要綱の廃止)
- 2 会津若松市地域福祉計画策定会議設置要綱（平成 25 年 7 月 4 日決裁）は、廃止する。
 - 附 則
この要綱は、決裁の日から施行する。
 - 附 則
この要綱は、決裁の日から施行する。
 - 附 則
この要綱は、決裁の日から施行する。
 - 附 則
この要綱は、決裁の日から施行する。ただし、第 3 条の規定は令和 6 年 11 月 5 日から施行する。
 - 附 則
この要綱は、令和 6 年 11 月 5 日から施行する。ただし第 2 条の規定は決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

公立大学法人会津大学学長が指名する者
福島県司法書士会会長が指名する者
会津若松地区保護司会会長が指名する者
会津若松市区長会会長が指名する者
会津若松市民生児童委員協議会会長が指名する者
会津若松市地域自立支援協議会会長が指名する者
会津若松市手をつなぐ親の会会長が指名する者
公益社団法人認知症の人と家族の会会津地区会代表世話人が指名する者
会津若松市地域包括支援センター連絡会が指名する者
会津若松市保育所連合会会長が指名する者
会津若松市幼児教育振興協会会長が指名する者
一般社団法人福島県若年者支援センター代表理事が指名する者
地区社会福祉協議会として活動する組織の代表者
男女共同参画推進活動ネットワークが指名する者
特定非営利活動法人の代表者
会津若松市赤十字奉仕団委員長が指名する者
地域づくり活動に取り組む組織の代表者
北会津地域づくり委員会会長が指名する者
河東地域づくり委員会会長が指名する者
会津若松市ボランティア連絡協議会会長が指名する者
公益社団法人会津若松医師会会長が指名する者
会津若松市保健委員会会長が指名する者
会津若松市立小中学校長協議会が指名する者
会津若松市父母と教師の会連合会会長が指名する者
会津若松商工会議所会頭が指名する者
会津若松市商店街連合会会長が指名する者
会津よつば農業協同組合代表理事組合長が指名する者
福島県会津保健福祉事務所所長が指名する者
公募による市民

4 会津若松市地域福祉計画等推進会議委員

敬称略

No.	所属団体名	役職	委員名
1	会津大学	短期大学部産業情報科准教授	木谷 耕平
2	福島県司法書士会	司法書士	渡部 早苗
3	会津若松地区保護司会	副会長	菊池 芳次
4	会津若松市区長会	厚生副部長	馬場 謙治
5	会津若松市民生児童委員協議会	理事	小山 豊
6	会津若松市地域自立支援協議会	会長	渡部 淳
7	会津若松市手をつなぐ親の会	理事	猪俣 利枝
8	認知症のひとと家族の会会津地区会	代表	阿久津 恵子
9	会津若松市地域包括支援センター連絡会	若松第3地域包括支援センター管理者	森山 秀一
10	会津若松市保育所連合会	副会長	愛澤 裕美子
11	会津若松市幼児教育振興協会	顧問	橋本 希義
12	福島県若年者支援センター	ユースプレイス事業主任	成田 久美子
13	あいづ安心ネット	理事	菊地 恵子
14	東山・人と地域をつなぐ会	会長	林 敬宰
15	男女共同参画推進活動ネットワーク	市協働参画の会会長	松嶋 加代子
16	素材広場	理事長	横田 純子
17	会津若松市赤十字奉仕団	委員長	鈴木 久子
18	会津若松市ボランティア連絡協議会	副会長	岩淵 輝雄
19	みんなと湊まちづくりネットワーク	事務局長	坂内 美智男
20	北会津地域づくり委員会	会長	赤羽 吟子
21	河東地域づくり委員会	会長	渡辺 市雄
22	会津若松医師会	理事	新井田 有耕
23	会津若松市保健委員会	会長	越尾 咲男
24	会津若松市立小中学校長協議会	荒舘小学校校長	岩橋 健紀
25	会津若松市父母と教師の会連合会	中学校部会長	佐藤 拓
26	会津若松商工会議所	事務局長兼中小企業相談所長	山崎 雄一郎
27	会津若松市商店街連合会	会長	羽金 與八
28	会津よつば農業協同組合	あいづ西部営農経済センター長	山内 紀夫
29	福島県会津保健福祉事務所	副所長兼総務企画部長	大塚 由美子
30	市民公募		星 豊彦
31	市民公募		森 啓子

※ 委員の氏名は令和7年11月末現在のものです。

第1章 計画策定にあたり
第2章 地域福祉の現状
第3章 第2期計画の検証
第4章 第3期計画の考え方
第5章 施策とその展開
第6章 地域における重点取組
第7章 再犯防止に向けた取組
第8章 成年後見制度の利用促進
第9章 計画の推進体制

資料編

5 用語解説

あ行

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて支援すること。

ありがとう😊 ボランティアポイント

社会福祉協議会の事業でボランティア活動に対してポイントが付与され、そのポイントは景品と交換できる。

いきいき百歳体操

おもりを使った筋力運動を行うことで筋力の維持・向上を図る介護予防運動。

SNS

インターネットを介して社会的な繋がりや人間関係を構築できるサービス。Social Networking Service の略。

NPO

行政・企業とは別に社会貢献活動を行う民間の非営利組織。福祉、まちづくり、環境などさまざまな分野で活動を行っている。Non Profit Organization の略。

か行

介護保険

国民が介護保険料を支払うことで、介護が必要となった時に高齢者が一定の自己負担で介護サービスを受けられるようにする制度。

権利擁護

意思能力が不十分であるため、生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者及び知的・精神障がい者等が、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・支援を行うこと。

子ども食堂

子どもやその親及び地域の人々に対し、無料または安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供するための社会活動。

コミュニティ・スクール

学校運営に地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく仕組み。

さ行

社会的孤立

家族や地域社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態。

重層的支援体制整備事業

介護保険制度、障がい者支援制度、子ども・子育て支援制度、生活困窮者自立支援制度などによる単独の制度だけでは、円滑な支援が難しい、複雑化・複合化した地域生活課題に対応できる包括的な相談支援体制を構築するための事業。

成年後見制度

認知症高齢者・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分であるために、意思決定が困難な方の判断能力を後見人等が補っていくことによって、法的に保護する制度。

た行

ダブルケア

育児と介護が同時に行われていること。育児と介護に限らず、介護と孫支援、育児と配偶者や自分のケアなど、複数のケアを同時に行う必要があること。

団塊ジュニア

第2次ベビーブームが起きた昭和46年から49年までに生まれた、いわゆる団塊の世代の子どもの世代。3年間で210万人出生し団塊の世代の次に人口が多い世代。この世代が令和22年（2040年）に全員が65歳以上になることから、社会保障費等の急増が懸念されている。これを2040年問題という。

団塊の世代

第二次世界大戦後の第1次ベビーブームが起きた昭和22年から24年までに生まれた世代。3年間で800万人以上が出生。この世代が令和7年（2025年）に全員が後期高齢者になることから社会保障費等の急増が懸念され、それを2025年問題という。

地域運営組織

地域の暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域のさまざまな関係主体が参加する協議組織が定めた地域運営指針に基づき、地域課題の解決に向けた取組を持続的に実践する組織。

地域学校協働活動

地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が連携・協働して活動を行う。

地域共生社会

制度や分野ごとの縦割りや、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる社会。

地域ぐるみ除雪ボランティア

自ら除雪することが困難な世帯の除雪を町内会の除雪ボランティアが支援する活動。

地域ケア会議（協議会）

地域包括支援センターが開催し、行政と地域の関係機関から構成される会議で、地域課題の共有、課題解決に向けた取組の検討を行う。

地域サロン会

地域住民が気軽に集まり、話し合いや生涯学習、運動などを行う場。仲間づくりや社会参加、見守り、閉じこもりの防止につながる。

地域支援コーディネーター

地区社会福祉協議会活動の支援と地域住民が行う地域生活課題の解決に向けた取組への支援を行うため、社会福祉協議会が配置する。

地域生活課題

福祉や保健・医療、住まい、就労、教育に関する課題、社会的孤立等、日常生活を営む上でのさまざまな課題。

地域における公益的な取組

社会福祉法人の責務として行われる日常生活上支援が必要な方などに無料または低額な料金で提供される福祉サービス。

地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。

町内会

身近な地区に暮らしている方たちが集まって運営する組織。

閉じこもり

1日のほとんどを家の中あるいはその周辺（庭先程度）で過ごし、日常の生活行動範囲がきわめて縮小した状態。特に高齢者の場合、身体的、心理的、社会・環境的要因が複合的に作用し、活動性の低下や心身機能の衰えを引き起こし、最終的に寝たきりや要介護状態へと進行するリスクを高めることが問題視されている。

な行

ニーズ

本人や家族、地域住民などが感じる困りごとや課題などのこと。

日常生活自立支援事業（あんしんサポート）

認知症高齢者・知的障がい・精神障がいなどで判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うこと。

認知症カフェ

認知症の本人と家族が、地域住民や介護・福祉・医療の専門家と身近な場所で集い、交流でき

る場。

認知症高齢者等見守りSOSネットワーク訓練

地域住民や関係機関、行政が参加し、認知症の方の捜索に必要な声のかけ方等の訓練を行うこと。

ネットワーク

福祉分野において、社会生活を送る上でのさまざまな問題に対して、身近な人間関係における複数の個人や集団の連携による支援体制。

ノーマライゼーション

障がいの有無にかかわらず、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す考え方。

は行

8050問題

ひきこもり生活を続けるなどして、安定した収入がないまま50歳近くに達した子と80歳近くとなった親の世帯。養い続けてきた親が高齢のため就労が困難となり、親亡き後は周囲からの孤立・生活困窮に追い込まれるといった社会問題。

ひきこもり

さまざまな要因の結果として社会的参加を回避し、6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す。

避難行動要支援者

災害時に自力で安全な場所へ避難することが困難で、避難行動に支援が必要な方（高齢者、障がい者、乳幼児など）を指す。

福祉コミュニティ

地域住民が地域内の福祉について主体的な関心を持ち、自らの積極的な参加により、援助を必要とする人々に対して福祉サービスを提供する地域共同体。

福祉避難所

災害発生時等に高齢者、障がい児・障がい者、妊産婦など特別な配慮を必要とする方を受け入れる避難所。

ボランティア

自分から進んで人や社会に貢献すること。

や行

ヤングケアラー

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもや若者のこと。この役割が学業や友人関係、心身の健康に影響を与える場合がある。

